

日本版概念フレームワークの立脚点

- 4つの基礎論的視点から -

石川純治

目次

はじめに

- 1 「討議資料」における財務報告の目的 - 予想形成への役立ち -
 - 2 不確実性の経済学から - 不確実性と会計 -
 - 3 株式会社の所有関係から - 所有の二重性と会計 -
 - 4 イギリス法制史から - エクイティ概念と会計 -
 - 5 会計主体論と法人論から - 株主主権と会計 -
 - 6 むすび - 有用性と倫理性 -
- 補遺1 会計は進歩しているか - 第16回大会報告とのつながり -
- 補遺2 討論会での質問によせて

はじめに

本稿は、第20回会計理論学会統一論題報告（05年10月22日、明治大学）に基づいたものである。そこでの報告の目的は、昨年公表されたいわゆる日本版概念フレームワーク（「討議資料」）での企業会計ないし株式会社会計のあり方につき、その今日的な性格を明らかにすることである。とくに報告では、今日の会計アカデミズムに欠けているものの1つが基礎論的研究であることを意識して、4つの基礎論的視点から考察を試みた。

なお、補遺1では第16回大会「21世紀における会計の変容」（2001年10月16日、駒澤大学）での統一論題報告（石川[2002a]）とのつながりについて、また補遺2では討論会でのいくつかの質問に触れることで若干の補足をおこなう。

1 「討議資料」における財務報告の目的 - 予想形成への役立ち -

「討議資料」は前文の「公表にあたって」のなかで、その目的がどこにあるかを明確に謳っている。まず、その箇所を引用しておこう（下線は引用者）。

証券市場への情報開示：「…委員会の中心的な役割との関係上、原則として証券取引法上のディスクロージャー制度を念頭に置いて記述されたものである点にも留意しなければならない。ここでは公開企業を中心とする証券市場への情報開示が前提とされている」

さて、「討議資料」における概念フレームワークの立脚点は、「財務報告の目的」（第1項

～22項）にみられるように、投資家の予想形成に役立つ情報提供、いわゆる意思決定有用性会計に立脚している。この「財務報告の目的」は、それに続く「会計基準の質的特性」、「財務諸表の構成要素」、「財務諸表における認識と測定」のすべてを規定する点で重要なところである。

本稿の目的からとくに注目したいのは、予測と情報、予想形成への役立ち、情報の非対称性の緩和である。取り上げたのは、以下の項目である（下線は引用者）

予測と情報：「不確実な成果を予測して意思決定する際、投資家は企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけの成果をあげているかについて情報を必要としている」（2項）

予想形成への役立ち：「会計情報は企業価値の推定に資することが期待されているが、…会計情報には、その見積りにあたって必要な、（投資家の - 引用者）予想形成に役立つ基礎を提供する役割だけが期待されている」（16項）

非対称性の緩和と会計情報：「情報の非対称性を緩和する会計情報や、その内容を規制する会計基準は、…」（14項）

売却機会の保証：「情報の非対称性は、証券の発行市場のみならず証券の流通市場においても問題になる。将来の売却機会が保証されないかぎり、投資家はそもそも証券の発行市場においてさえその購入に応じようとしないうであらう」（13項）

ここでは、以下の考察とのかかわりで、それらの前提になっている効率的市場および市場参加者の行動、とりわけ合理的な行動（もっぱら自己の利益のために行動）と、「情報の非対称性」の性格、すなわち証券投資の意思決定に関する非対称性であることを指摘しておきたい。後述の議論では、同じく非対称性でもその性格は異なるし、またそこでは必ずしも経済合理性が追求されるわけではない。

なお、日本版概念フレームワークでは情報レリバンスと内的整合性の問題や計算構造の問題も取り上げるべきだが、統一論テーマ「現代の会計責任を問う - だれのための会計か - 」とのかかわりで、今回の報告では取り上げなかった（この点については、石川[2004b]、石川[2005c]参照、前者については補足1参照）。ただ、計算構造に関して、市場の論理とのかかわりで、特に「投資家の視点 市場の論理 B/Sでの実態・リスクの情報開示 動態論的B/S観の不適合性」という点、およびこうした情報開示志向や企業価値評価志向のあり方が会計理論の発展の帰結か、という点のみ指摘した。

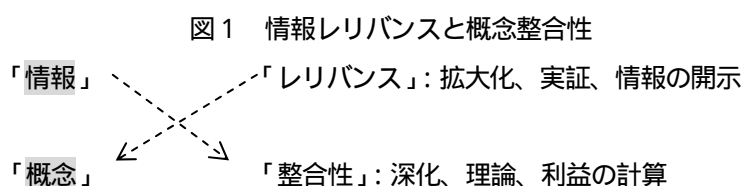
補足1 1 情報レリバンスと概念整合性 - 両者はコンパチブルか -

概念の設定はその概念でもって構築する全体の整合性・論理一貫性を意図する。もっといえば、整合性を満たすために概念は人為的（意図的）に作り出される。その一番わかりやすいのは数学の世界だろう。数学の世界は一見自由でないようにみられがちだが、実はきわめて自由である。そのことを知ると、数学はより魅力ある世界にみえてくる。これに対し、レリバンス

な「情報」ということから、どこまで概念構成ができるか。とりわけ、整合性ある概念構成が可能か。そこでは基本的に役立ち論（操作論的な機能論）だから、そこから仮に概念が出てきても、少なくとも前者での概念構成（構成論的な概念）とは異なってくるように思える。

ちなみに、第64回日本会計研究学会（2005年9月、関西大学）の統一論題（第1会場）での中心議題は情報のレリバンスと概念の整合性であった。統一テーマ「わが国会計学の新時代 - 領域の拡大と深化 -」での「拡大」は今日の企業会計のあり方からして比較的分かりやすいが、「深化」の方は少々やっかいである。端的に言って、制度も理論（学界）も「深化なき拡大」状況ではないか、というのが筆者の率直な思いだからである。さらに言えば、「拡大と深化」、「概念の整合性と情報のレリバンス」は、およそ両立しがたい形で登場してきている、というのがまずもって筆者の今日的企業会計の現状認識である²（図1参照）。

いずれにしても、この両者がコンパティブルなのかどうか、そうであるならどのようにコンパチブルなのかを問うことは、今日の企業会計のあり方を考えるに重要な問題設定といえるだろう³。



2 不確実性の経済学から - 不確実性と会計 -

不確実性の経済学では、不確実性は2つのタイプに区分される⁴。1つは「環境的不確実性（environment uncertainty）あるいは技術的不確実性（technological uncertainty）と呼ばれるもので、天気予報のようにある意思決定（たとえば傘を持参か否か）にとって天気という状態（state of nature）の不確実性である。そこでは、人（意思決定者）と予測対象になる不確実な外部的事象（自然の状態）との関係、すなわち「人对自然の状態」の関係での不確実性が問題対象になり、「意思決定者の予測（事前の期待） 情報入手による期待の改訂 行動（選択）の改訂 利得（効用）の増大（情報価値）」というプロセスが分析される。いわゆるベイジアン（統計的）決定論が妥当する不確実性と情報の分野である（情報の価値については補足2を参照されたい）。

もう1つの不確実性は、人と人が何らかの関係を結ぶことからでてくる不確実性で、「通信的不確実性」（communicational uncertainty）あるいは「市場不確実性」（market uncertainty）と呼ばれる。例えば、ある決定を自分で行わず他人に委ねるさい、その相手が自分のために行動してくれるかどうかという不確実性がでてくる。先の「人对自然の状態」関係に対し、「人对人」関係での不確実性といえる。この不確実性への対処は、先の不

確実性とはおのずと異なって（そこでの対処は予測精度の向上）何らかの対処のための人為的な仕組み作りが必要となる。いわゆる「制度」も、そうした観点から分析される。組織や制度の経済分析と呼ばれる分野である。そこでの「人対人」の関係は、取引コスト理論、エイジェンシー理論（契約理論）、ゲーム理論、所有権理論などが適用される分野である（補足3参照）。

この2つのタイプの不確実性とその対処の仕方の相違の観点から、2つの会計のあり方をみると、それぞれの性格が明らかになる。すなわち、1つは投資家の投資予測に有用な会計という性格である。投資家は業績（利益）予測に基づいて投資行動を選択するとすれば、会計情報はその予想形成に有用なものとしての役割が期待される。投資行動にとって将来の業績予測が重要な投資判断であるなら、それを知りたい投資家にとってはそれが不確実事象（自然の状態）となる。利益情報はそのための予想形成に役立っているわけである。これは、端的に言ってしまうと、天気予報という情報を利用する意思決定者のあり方と本質的に変わらない。明日の天気次第で売上げが変わってしまうピクニック弁当屋にとって、明日の天気予報はきわめて重要な情報なのである。したがって、そこで想定されている会計情報システムは、明日の業績予報システムということになる。

もう1つは、「人対人」関係でのコミュニケーション不確実にかかわる会計のあり方がある。この方が、会計の本来のあり方に通じるといえる。たとえば、「人（委託者）と人（受託者）」の関係において、受託者が委託者のために忠実に行動することが期待されるが、人は必ずしもその信頼にこたえるとは限らないし（逆選抜）実際にとった行動（法律行為）が何であるか（モラルハザード）も不確実である。こうした不確実性に対処する仕組み（制度）のなかで出てくる会計は、先の会計のあり方とはその性格をおのずと異にするといえる。以上を、2つの不確実性と会計の性格という点でまとめてみれば次のようになる。

図2 2つの不確実性と会計

- { ()環境的不確実性：「人対自然」（予測）不確実性と情報 「意思決定」情報としての会計
{ ()通信的不確実性：「人対人」（信頼）不確実性と制度 「利害調整」制度としての会計

この不確実性の経済学から概念フレームワークの立脚点を位置づければ、そこでは前節でみたように「予測と情報」、「予想形成への役立ち」が強調されている点で、(i)での不確実性およびその対処が基礎になっているといえる。()での会計のあり方の1つの重要な特性である「証拠性」という点と比較すれば、そこではなによりも「情報性」が志向されているということができよう。さらには、証拠性志向の会計を「記録なければ計算なし」の会計と言えば、情報性志向の会計は「記録なくして情報あり」の会計ということで、各々の性格の違いを端的に指摘することができよう⁵。

なお「討議資料」では、会計情報の副次的な利用として「会計情報は、公的な規制や私的な契約等を通じた利害調整にも利用されている」（22項）と記されているように、利害

調整機能は副次的目的として位置づけられている。その点からみても、投資意思決定の予想形成への役立ちは、図2における(i)での役割が期待されているとみることができよう。

補足2 情報の価値と統計的決定論 - ベイジアンモデル -

今日の企業会計において、とりわけ企業価値評価志向の観点からは情報価値が重要なキーワードになる。情報価値のモデルは、不確実性下の意思決定者モデル、意思決定者の自然の状態に関する事前予想（事前確率分布）その下での事前最適行動、情報システムから発するシグナル（予報）とそれを受けて期待の改訂（事後確率分布）その下で事前最適行動の改訂、というプロセスをとる。そして、情報価値は情報利用による最適行動の改訂（事前予想での事前最適行動 情報 予想改訂による最適行動の改訂）による利得（効用）の増大でもって測られる。ちなみに、1973年のアカウンティング・レビュー誌に発表されたデムスキー（J.S. Demski）の「規範的会計基準の一般不可能性」という論文（Demski [1973]）は当時の学界において一世を風靡したが、その理論展開はベイジアン（統計的）決定論に基づいている⁶。

補足3 取引コスト理論と所有権の理論

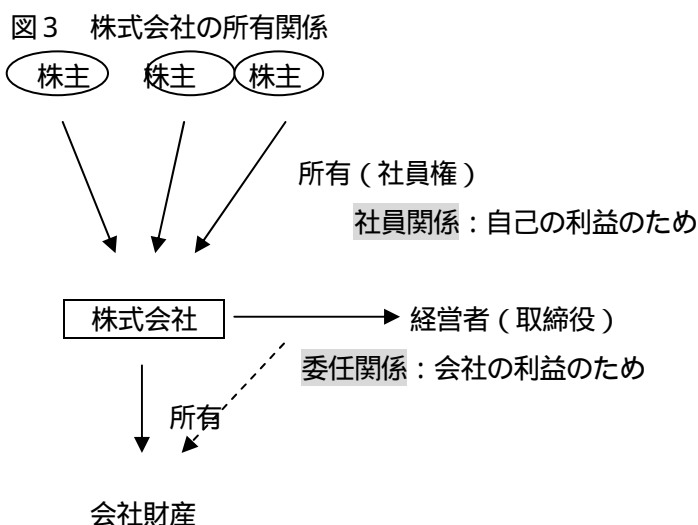
「人対人」の関係にかかわる市場不確実性への対処、とりわけ組織と制度の経済分析には、取引コスト理論、エイジェンシー理論（契約理論）ゲーム理論、所有権理論などが適用される⁷。取引コスト理論やエイジェンシー理論（契約理論）はわが国にも紹介されよく知られているが、会計学でも周知のとおりエイジェンシー理論は財務会計と管理会計の両分野にわたって一世を風靡した。経済主体の所有権と処分権を基礎に企業の境界の決定要因を分析しているプロパティ・ライツ理論も企業制度の経済分析として重要である⁸。だが、それらはいずれも新古典派理論の拡張理論ともいえる。

これら主としてシカゴ学派の理論を汲む理論に対し、同じく所有権を扱った理論でも、わが国ではマルクス学派ともいべき固有の理論展開がある⁹。さらに、法学分野でも「法と経済学」の新たな分野が展開されており、経済と法との融合理論（経済法、法経済）がみられる¹⁰。ちなみに、あとの議論とかかわって、人々の中の「信頼」関係を維持する意識的・無意識的な「倫理」や「道徳」も1つの制度とみる重要な見解があることをここで指摘しておこう（あとの補足12参照）。

3 株式会社の所有関係から - 所有の二重性と会計 -

(1) 所有の二重性

図3は、株式会社の所有関係を示したものである。そこでは、「株主 - 会社」と「会社 - 財産」における所有の二重性、とりわけ株主と会社の社員関係、会社と経営者の委任関係が以下での論点になる。



まず、「株主 会社」（所有）の側面だが、株主は社員権として会社を所有している。その基本的な権利は自益権である（自益権と共益権については補足4参照）。端的には、岩井[2002]の用語を借りれば、株主はモノとしての会社（会社＝モノ）を所有している。この見地、すなわち「会社は株主のもの」という見地にたつと、投資予測に資する会計は「投資家（株主）のための会計」ということになり、それは端的に言って「会社＝モノ」の会計となる。

実際、株価がモノとしての会社の評価であるから、そこでの会計はその評価に資する、つまり企業価値（特に株主価値）評価にとって有用な情報提供という性格を帯びることになる。これが企業価値評価志向の会計であり、会計基準もそれに適合する基準という性格をもつことになる。筆者はこれを会計基準の「企業価値評価適合アプローチ」と呼んだ¹¹。

これに対し、「会社 財産」（所有）の側面では、会社（ヒト）が文字どおり会社財産を所有している。ここでは、その財産を直接に管理運営している経営者が重要な地位におかれる。とりわけ会社との関係が論点になるが、商法では「会社 - 経営者（取締役）」は委任の関係として捉えられている。すなわち「委任に関する規定に従う」（商法254条、・新会社330条）と規定されている。

ここで、委任とは当事者（委任者）が法律行為をなすことを相手方（受任者）に委託し、相手方がこれを承諾することで成立する契約（民法643条）であり、そこには善管注意義務（民法644条）が課される。商法では、この注意義務にとどまらず、さらに忠実義務（無過失責任）も負わしている（商法254条の3、新会社法355条）。この忠実義務はアメリカ会社法からきているといわれるが、とくにアメリカの州判例法上の忠実義務が「信任（信認）」義務（fiduciary duty）であることがあとの議論にとって重要になる。なお、善管注意義務と忠実義務の関係については補足5を参照されたい。

(2) 信任、委任、代理

先に会社と経営者（取締役）との関係がまず民法上の委任に従うと規定されていても、商法ではさらに忠実義務が課され、それが信任義務に由来することに触れた。となると、単なる委任という契約の関係ではなく、そもそもなぜ法人格が付与され、その法人と（法人の）実際の法律行為の担い手となる自然人（会社の場合は経営者）とはいかなる関係にあるか、といった原点まで遡った議論が必要になりそうである。ここでは、信任、委任、代理の3つの概念を取り上げておきたい。

「委任」の関係についてはすでに述べたが、「信任（信認）」の関係は当事者の一方が相手の信頼を受け、その者の利益を念頭において行動、助言しなければならない関係である。受託者と受益者（委託者）、後見人と被後見人、医者と患者など、その適用範囲は（会社法や信託法にかぎらず家族法までにおよぶ）かなり広く、それは近代の「市民社会」のあり方にまで及ぶ。詳しい議論は、その起源まで遡った議論もふくめて次節で行うが、ここで重要な点だけを指摘しておけば、受信者は高度の忠実義務を負う（最高度の信義誠実を尽くして行動する）関係にあるという点である。ちなみに、「信任」(fiduciary)は英米法辞典の項目には出ているが、わが国の法律学辞典では、いくつか調べたかぎりではでていない。このこと自体が、「信任」概念が大陸法とは異なる英米法から来ていることの証左といえる。

さらには、法人としての会社が介在することによる二重の関係性をみることが重要であり、経営者の信任義務は（対株主ではなく）対会社との関係であるという点、つまり直接的に委託・受託の関係ではないという点も重要である。この点は、株式会社の「代理人説」（株主と経営者との代理人関係）の誤謬性につながる¹²。経営者は株主の委任契約による代理人かという問いである。利害調整会計は「エクイティ・アカウンティング」(equity accounting)と言われるが、ここでの議論からは少なくともそれが「エイジェンシー・アカウンティング」(agency accounting)でないことが示唆される。なお、委任と代理および代理人論の誤謬性について補足6を参照されたい。

いずれにしても、この信任の関係からでてくる会計は、先に述べた「投資家のための会計」（「会社＝モノ」の会計）とは、その性格が異なりそうである。このことが、後で議論される。

補足4 自益権と共益権

株主の権利は大きくは自益権と共益権に区分される。自益権とは、利益配当請求権や残余財産分配請求権など株主が会社から経済的利益をうけることを目的とする権利である。共益権は株主総会における議決権がその中心であり、その他に総会決議取消訴権などの監督是正権がある。ここで監督是正権は、多数派の支配から少数株主を保護するためのものであり、今日的な意味があるといえる。なお、いうまでもないが、株主の責任は株式の引受価額を限度とする有限責任である。

補足5 善管注意義務と忠実義務との関係 - 同質説と異質説 -

善管注意義務と忠実義務との関係をいかに解すべきかについては、同質説（判例、多数説）と異質説（有力説）の対立がある。すなわち、忠実義務に関する判例（昭和45年6月）では善管注意義務を敷衍しかつ一層明確にしたにとどまり、善管注意義務とは別個の高度な義務を規定したものではないとして同質説にたっている。

だが、この見解に対しては、忠実義務違反は無過失責任である点、さらに忠実義務は公正な業務執行のため厳格に要請される点などからして批判がある。本文でもみたように、忠実義務は昭和25年改正のさいに英米法の考え方から出てきたものである点からしても、この別個説の立場は重要に思える。とりわけ、忠実義務は信任関係の本質にかかわっているだけに、この論点は重要である¹³。

補足6 委任と代理 代理人論の誤謬性 -

「代理」は民法の総則で規定されているように（民99条）、代理人の代理行為による法的効果の帰属を本人にするための外部的仕組みを定めた法制度であり、私的自治を補充する制度である¹⁴。重要な点は法的効果が本人に帰属するという点である。この点からして、株式会社の代理人説は経営者（代理人）の法的効果は株主（本人）に帰属するわけではないので、ここに1つの誤謬性がでてくる。つまり、経営者と株主の関係は代理ではないということになる。ちなみに、代理は必ず3人関係になる点にも留意する必要がある。

では、委任はこの代理とはどういう関係にあるか。先の代理が「総則」で規定されていたのに対し、委任は「債権」の「契約」のなかで規定されている。この点まず留意しておこう。民法では「委任は、当事者の一方が法律行為を為すことを相手方に委託し、相手方が之を承諾するに因りて其効力を生ず」（民643条：債権）と規定されているように、委任は本人と代理人との内部関係とされるが、現代では両者の別個説が有力である。

いずれにしても、この3つの概念を吟味することで、エイジェンシー理論を基礎におく会社 = 「契約の連鎖（束）」の見方、とりわけ株主（依頼人） - 経営者（代理人）の見方は、そこで合理的経済主体（自己の利害優先）の前提とともに、信任とは異質の理論構成をとっていることが明らかになるだろう。

4 イギリス法制史から - エクイティ概念と信任 -

会計の役割は、大きくは「意思決定会計」と「利害調整会計」の2つがあるとされる。今日、投資家の意思決定（投資判断）に役立つ会計として前者の役割が中心になっているが、後者の会計もきわめて重要である。それは「エクイティ・アカウンティング」ともいわれるように、「エクイティ」という用語がキー概念になる¹⁵（補足7ではequityの訳について触れている）。これは会計の原点（受託者責任の会計）にもつながる概念である。

エクイティという概念を知るには、イギリス法の歴史の知識が必要になる。すなわち、

もともとエクイティは中世においてコモンローでは救済されない争いであっても、正義と衡平の見地から、不正義を救済する必要性(エクイティによる救済)の認識からでてきた。その後、エクイティは法としての体裁を次第に整えるようになり、18世紀にはコモンローと併存する法体系とみられるようになったといわれる。特に、このエクイティの概念は大陸法にはみられないもので、アングロサクソン法の大きな特徴といわれている¹⁶⁾。

では、コモンローで救済されない争いとは何か。それはエクイティが「信託」に由来するといわれるように、もともと不在地主の権利問題としてでてきた。すなわち、中世の領主が戦争などで不在の時、友人など第三者に土地を委託することから始まった。ここで重要なのは、土地使用における委託者ないし受益者(領主)と受託者(友人)との「信任(信託)」関係(fiduciary relation)である。そして、受託者が受益者(fiduciary)のため約束を守らない場合、コモンローではエクイティの考え方が存在せず、救済できなかったのである。

コモンローに対するエクイティ概念で、いずれも会計のあり方にかかわる重要な点を2点あげれば、1つは前節でみた「所有」の概念(2つの所有)もう1つはここでの「信任(信託)」という関係である。この信任関係で重要な点は、今日の個人主義に基づく自由な「契約」とは異質な関係であるという点である。契約は対等な個人間の自由意思に基づくが、信任は対等ではなく依存(あるいは互助)の関係であり、しかも受信者はすでに前節で述べたように高度の忠実義務を負う関係である。この関係に根ざす会計のあり方が受託者責任の会計であり、今日のコーポレートガバナンスの一環としての会計に通じる¹⁷⁾。もともとエクイティの基礎に、信頼、良心、正義、公平があるという点が重要である。信任と契約については補足8を参照されたい。

だが、今日の企業会計(財務会計)のあり方、とりわけ意思決定有用性会計のあり方は、必ずしもそれとは重ならない。今日の投資家(株主)資本主義にあっては、株主は弱者の立場の側面(無機能資本家)よりも、特に機関投資家にみられるように、むしろ強者として「物言う株主」(株主activism)の側面が重要であり、財務会計のあり方もそれに従属する性格をもつものなる¹⁸⁾。そこでの投資家は必ずしも弱者の立場から会計情報を受け取るというよりも、むしろ積極的に自己の投資予測に資する会計情報を要求する。冒頭で述べた投資家の意思決定(投資判断)に役立つ会計、すなわち意思決定有用性会計が中心になるゆえんである。

そうした会計のあり方は、当然ながら会計計算のあり方に現れてくる。すなわち、投資家の投資判断にとっては財務透明性が重視され、そのことが経済実態・財務リスク開示の「ストック評価先行型会計」につながる。ここに、計算構造の制度性(計算は制度中立でない)という点が指摘される。今日の資産負債中心観も純然たる資本利益計算の再構成論として登場してきているのではなく、むしろB/Sに財務実態や財務透明性の開示を求めることからきている。そうした要請のもとでは、純然たる期間利益計算中心観にたつ動態論的B/S観の限界性と不適合性がでてくるわけであり、なぜ現実にこのような計算構造

をとっているかは、会計のあり方とかその制度的性格といった点から見なければなかなか見えてこないののである。

補足7 equityの訳語としての「持分」

通常の辞書でも equity をひくと、公平、公正、衡平法（慣習法の欠点を公正と正義で補う英米法によるさばき）株式、株主持分、といった訳がでてくる。本節での議論からして、特に と が別個のものではなく、実はつながっているという点が重要である。そして、これを「持分」と訳すことの意味が問われる。とりわけ、でのエクイティー上の所有とコモノロー上の所有という、「所有」の二義性（意味合いの相違）とのかかわりで、その訳の意味合いが問われる。

補足8 契約と信任：市場公正と非市場公正

契約と信任はいくつかのより基本的な点で異なる。すなわち、「契約」の基礎に個人主義、不信、市場機能重視（市場原理）対等関係があるといえ、ば、「信任」は共同体主義、信頼、非市場（国家の役割）依存（互助）といった基礎がある。前者の基礎には私的自治と自己責任があり、情報開示はその自己責任とセットといえる。そして、同じく公正といっても、市場でのfairとfiduciaryの公正とは必ずしも同じでない。金融ビッグバンの3原則、フリー、フェア、グローバルでの「フェア」は前者の公正であるといえる（fairはもともと「市場」と通じている）。証取法上の市場公平と会社法での取締役の責任（信任の受託責任）からでてくる公正概念とは同じでないといえる。さらに、信任を基礎にする関係は、契約を中心に据えた近代の市民社会のあり方の再構築にまで及ぶといえる¹⁹。

5 会計主体論と法人論から - 株主主権と会計 -

世間を騒がせたライブドア事件は「会社とは何か」、「会社は誰のためか」を世間にあらためて考えさせた。このことは会計とも無縁でない。その問いかけは、「会計とは何か」、「会計は誰のためか」に通じるからである。

もともと会計学には「企業会計は誰のために行われるのか」をめぐる論争、いわゆる会計主体論争がある。それは企業会計サイドからの会社（企業）観ともいえるもので、大きくは資本主（所有主）説(proprietorship theory)、代理人説(agency theory)、企業主体説(entity theory)、企業体説(enterprise theory)がある。この他に、資金説(fund theory)があげられるが、それは企業を資金の場とみる点で、からとは次元の異なる説といえる。なお、概念フレームワークの企業観については補足9を参照されたい。

とが企業と所有主との直接的な所有関係を重視しているのに対し、とはいわゆる「所有と経営の分離」のもと企業それ自体の存在を重視する立場といえる。会計学上は、前者から後者に展開されたといわれる。だが、今日、「会社は株主のもの」と言うとき、そ

こには後述する法人名目説的な会社観があり、むしろ会計主体論的には や に通じる。また連結会計での親会社説は、会社単位ではないものの、経済的単一説と対比すれば や に立っているわけではない²⁰⁾。

一方、法学の分野では「法人」(端的には株式会社)の本質、すなわち「法人と何か」をめぐって論争がなされてきた。法学の歴史でも最大の論争の1つといわれる法人論争であり、イ法人名目説(法人擬制説、法人否認説)とロ法人実在説との対立である。前者は法人といっても結局はその背後にある個々の人間(自然人)に着せられるという説であり、後者は自然人と同様の実在と捉える説である。なお、法人とは何かを考えるさい、その人格を否認する法理が1つの視点になる(補足10参照)

この法人論争からみれば、先の会計学上の主体論のうち、そこでは必ずしも法人の概念が意識されているわけではないが、 と はあきらかに法人名目説的な見方につながり、 と は法人実在説的な見方につながる。そして、今日の株主主権論の見方は法人名目説的な会社観であり、株主主権論に立つ会計もまた法人名目説的な主体観に立つといえる(所有主のための会計)

石川[2002 a(下)](37頁)では、1980年代の後半からのいわゆる証券市場の機関化現象(株式会社制度のあり方(支配構造への影響) 会計計算と開示への影響、という一連の関連から今日の会計問題を説くことの重要性を指摘した。そこでは、さらに「所有と経営の分離」(パーリー・ミーンズ)から「経営者資本主義」(マリス)を経て今日の「投資家資本主義」(ユシム)への変遷過程を基礎にして、今日の会計計算と公開の問題を歴史的・経済学的に考察する必要性を指摘した。

今日、「会社は株主のもの」(株主主権)というとき、こうした資本主義経済の変遷は法人論的には法人実在説的な会社観(法人名目説的な会社観)としてみることができる。つまり、投資家資本主義には明らかに法人名目説的な会社観が見て取れるわけで、したがって会計もそれを受けて投資家本位の会計、投資家資本主義の会計という性格をもつことになる。日本版概念フレームワークも、それが証券市場での投資家の投資決定に役立つ会計を重視していることからして、投資家(株主)主権の見地にたっており、ここにその主体論的性格をみることができるといえる。

こうして今日の企業会計がアメリカ流の投資家資本主義(株主主権)に立つならば、そのあり方は会計主体論からすれば、ある種の“先祖返り”ともとれる。法人名目説での会社はモノとして株主(所有主)に所有されている点で「会社=モノ」であり、したがってそのもとでの会計のあり方も、端的に言って「会社=モノ」の会計(投資家本位、投資家資本主義の会計)となる。

ここで、投資家(株主)資本主義とは、銀行を中核にした金融資本主義(銀行資本主義)ではなく証券市場とりわけ株式市場を中核に据えた資本主義のあり方をいうが、「経営者資本主義」あるいは「法人資本主義」のあとに来るものとしての史的意味合いが重要といえる。特に機関投資家が会社経営に大きな影響力(物言う株主)をもつようになり、企業会

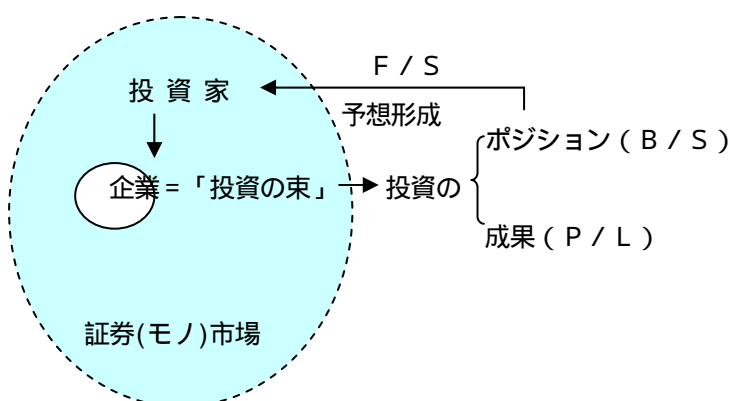
計のあり方も国際的分散投資を行う機関投資家にとって役立つ会計という性格を帯びることになる点が重要である。前節では会計計算が制度中立であり得ない（計算の制度性）という点に触れたが、ここでの会社主権論の視点からも、投資家本位と市場ベースの画一的会計志向と経営者の意図を反映する非画一的（裁量許容）会計志向との相違が指摘できそうである（補足11参照）。

いずれにせよ、今日における「会社とは何か」、「会社は誰のため」をめぐる議論は、あらためて「会計とは何か」、「会社は誰のためか」を考えることにつながる。そして法人論が会計学上の主体論とも重なっているだけに、ここに今日的な会計主体論の議論が浮上してくる。少なくとも言えることは、「会計は誰のため」は、会計が一人歩きするわけではないから、まずもって「会社は誰のため」の議論ぬきには語れないことは確かだろう。そのさい、「会社とは何か」を過去、現在のみならず将来すなわち「会社は何であり得るか」（所有形態のあり方）もふまえた歴史的文脈で相対的にとらえる視点が肝要といえる。

補足9 企業＝「投資の束」と財務諸表：投資 - 拘束 - 解放

「討議資料」では、企業＝「投資の束」という見方がとられているようだが、主体論でいえば「資金説」のように非人格的な主体論といえる²¹。そこでのキーワードは「投資」である。B/SもP/Lも、そして収益認識の実現概念（投資のリスクからの解放）も、この投資から説明される（図4参照）。

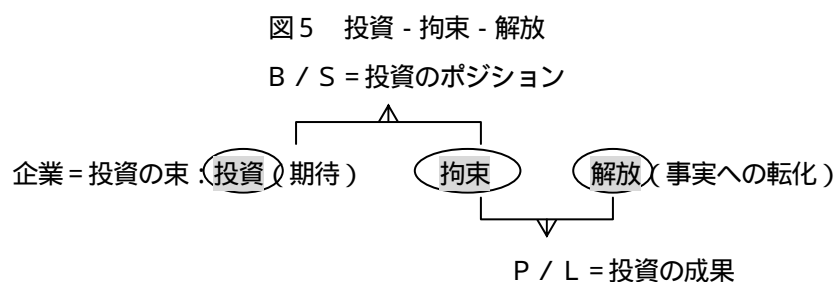
図4 「投資の束」と財務諸表



さらに、「討議資料」では企業を複数の投資の束とみたうえで、投資の目的にてらして事実に変化した成果を捉えるという考え方がとられている。すなわち、純利益を「リスクから解放された投資の成果」とし、そのリスクからの解放は「期待から事実への転化」と説明される。従来の実現概念のリスク解放という観点からのあらたな解釈ともいえるが、それが金融投資にも適用されるという点が重要なところだろう。

そこでのキーワードは「投資」、「拘束」、「解放」であり、それらと「期待」と「事実」のむ

すびつきは、「投資」（期待） 「拘束」 「解放」（事実への転化）となる。事前の期待から事後の事実への転化が解放にほかならず、何を期待した投資かで事実への転化の仕方、すなわち成果の捉え方も異なるわけだ（詳しくは石川[2004b]第5節参照）。この考え方が事業に拘束されていない金融投資では、その価値変動＝広義の「実現した成果」＝「投資のリスクから解放された成果と同じ」となる（図5参照）。



補足 10 「法人格否認の法理」の意味合い - 法人格は何のために -

物事の本質は“ 極端 ” を見ることで、その発見の糸口を見出せることがけっこうある。私事になるが、もう 30 年余りも前、国家試験の受験で勉強した会社法のなかで一番印象に残っている法理がある。「法人格否認の法理」である。それは、法人たる会社の形式的独立性を貫くと正義・衡平に反する結果となる場合、特定の事案に限って（法人格の形骸と濫用）会社の独立性を否定し、会社と社員を同一視する法理である。所有と経営が分離していない個人企業では法人擬制説的な考えが反映しているともいえるが、より重要なのは「正義・衡平」に反するという点、逆にみれば法人格の付与の基礎に正義・衡平があるという点である。ここに、法人格付与 = 社会的に価値のある機能を果たす、というその本来の目的がみえている。

補足 11 会社主権論と会計計算 - 株主主権と画一的会計志向 -

会社は誰のものかという会社の主権をめぐる議論は会計計算とも無縁でない。ここで、画一的な会計計算志向がでてくる基礎には、「法人名目説的な会社（モノとしての会社を所有） 投資家本位 国際分散投資 市場ベース（公正価値）の画一的会計志向（公正価値アプローチ）」を見て取ることができる。それは、「法人実在説的な会社（経営者支配） 経営者の期待重視 期待を反映した（非画一的）会計志向（企業固有アプローチ）」と対比することでより理解されよう。

例えば、企業結合会計でのパーチェス法の一本化には、投資家の予想形成において情報価値がないという理由があげられたが（石川[2005b]116 頁参照）、そこではなによりも投資家の立場からの情報価値の見地が重視されている。他方で、わが国のようにプーリング法を廃止することに抵抗があるのは、経営者ないし企業独自の期待を無視できないことからきているといえる。ここに、会社は誰のものかという会社主権論と会計計算との結びつきをみることができる。

6 むすび - 有用性と倫理性 -

会計の役割は、教科書的には「意思決定会計」と「利害調整会計」の2つがあるとされる。前者は投資家の投資判断にとって有用な会計情報の提供が中心的役割になる。したがって、投資予測に資する有用情報提供会計という点で、それはより端的に「投資判断の会計」と言った方がいいかもしれない。また、後者はエクイティ・アカウンティングといわれるように、もともと「信任」がその基礎にあり、高度の倫理性が備わっている。したがって、それは「信任義務の会計」(fiduciary accounting)と**言った方が、その関係を基礎におく多様なステークホルダー(利害関係者)のための会計という発展性があるといえる。**

いずれにせよ、こうした会計のあり方の相違は、監査のあり方の相違にもつながってくる。すなわち、投資判断会計(有用情報開示会計)に資する監査と、信任義務会計に資する監査との相違である。前者の会計が情報の有用性を基軸しているかぎり、その監査も有用性を軸にした監査となろう。そのもとでは、財務報告の正確性も結局は投資判断のためということになる。これに対し後者の会計は、信任義務を基礎にしているゆえ、そこでの監査はたんなる有用性ではなく、より高度の倫理性がともなった監査となる。ここに「有用性」(情報・予測)と「倫理性」(良心・公正)を基軸にした会計と監査のあり方の相違が指摘できる。

先にみた株式会社の所有の二重性からすれば、経営者(取締役)はまずもって会社に対する信任の受信者責任をもち、そこにはすでにみたように高度の倫理性が課される。したがって、投資家(株主)への有用な会計情報の提供も、その基礎が貫徹されなければならないはずである。証券取引法に基づく公開株式会社の会計・監査は、それが株式会社であることからして、商法(会社法)と別個に存在するはずはない。証券取引法上での有用な会計情報提供という企業会計のあり方も、会社法の法理をその基礎に据えたものでなければならないのである。ここに、有用性と倫理性、およびその接合可能性の基礎があるといえる(市場と倫理に関する補足12、商法と証券取引法との関係についての補足13参照)。

最後に、会計憲法という点に触れておきたい。すなわち、概念フレームワークは海外のそれも含めて「会計憲法」と言われたりする。「憲法」という以上は、個々の会計基準をその基礎から律するという以上の意味があるはずである。しかし、概念フレームワークで想定されている会計の基本性格は、すでにみたように投資家向けの投資予測に資する会計である。それは、個々の会計基準をその基礎から律するという意味で「憲法」と言われるかもしれないが、そこでの会計のあり方それ自体を相対化する必要がある。それだけが会計のあり方でないかぎり、それも含むより基礎にあるものを中核に据えてこそ憲法という名にふさわしいといえる。仮に「会計憲法」なるものが存在するとすれば、これまでの議論からすれば、本来の意味でのエクイティの概念(それはすでにみえてきたように会計の原点に通じている)をその基礎におくのがそれにふさわしいといえる。

重要なことは、会計のあり方をその基礎にある「人と人」の関係のあり方から掘り起こ

すことである。そして、投資家だけでなく多様なステークホルダーを据えた会計のあり方は、高い倫理性が備わった概念をその基礎においてこそ「会計憲法」という名にふさわしいといえる。そのさい市民社会、とりわけ近代市民社会の「近代性」を問うことと会計とのつながりが重要なキーとなるだろう。

補足 12 市場と倫理 - インフラとしての倫理 -

有用性と倫理性という問題を考えるさい、もう 30 年も前になるが（大学院生の頃）1冊の本が想い出される。ケネス J. アロー / 村上訳『組織の限界』（1976 年）である。この本は、それまでの伝統的な組織理論に新しい分析の光をあてたもので、当時、非常に新鮮な驚きをもって読んだことを覚えている。今でも読み返してみると、その新鮮さは失われていない。とりわけ市場と組織（市場の失敗領域で集団活動の利益を達成する手段の総称）との関係はむしろ、人々の中の「信頼」を市場で買えない財（用役）と捉える視点はきわめて重要に思える。

さらに、アローは信頼関係を維持する意識的・無意識的な「倫理」や「道徳」を市場システムの欠陥をカバーする一種の制度（組織）と見ている。すなわち、「政府や企業以外にも、数多くのさまざまな組織がある。しかしそれらのすべては、...非市場的方法による資源配分を必要とするという共通の特徴を持っている。その上にさらにもう一組の制度がある。あるいは制度という言い方は適切でないかもしれないが、私としては、読者の注意を喚起し、大いに重視して考えたい。それは目に見えない制度であって、実は、倫理や道徳の原則である」（21 頁）と。

今日、例えば商法改正にも見られるように（原則自由、事前規制型から事後救済型の法制へ）市場原理があらゆる領域に深く浸透してきている。しかし、人々の信頼という外部性をもつ「財」は、市場にとってきわめて重要であるにもかかわらず、市場原理一辺倒のもとその意義が十分に認識されていない。資本市場をみても、むき出しの市場主義に規制も後追いになっている感がある。法や会計の制度が資本市場を支えるインフラであるなら、上記のアローの視点は重要である。特に、信頼関係を維持する倫理の存在が重要であろう。その点で、有用性と倫理性は必ずしも矛盾するものではない。

倫理は、会計・監査が資本市場のインフラなら、そのさらに目に見えない重要なインフラ、つまり“インフラのインフラ”といえる。

補足 13 会社法と証券取引法 - いずれが基本か -

この関係は国によって異なる。例えば、アメリカでは会社法は州法であるから、企業は州法としての会社法を選ぶことができるが（例えばデラウエア州）連邦法である証券取引法は選べない。その点で、証券取引法 > 会社法であり、証券取引法の方がより重要になるといえるかもしれない。だが、欧州例えばドイツでは証券取引法は会社法の補完的位置づけになっているようである。わが国でも証券取引法は商法（会社法）の特別法という面もあるが、そんなに単純ではない²²。証券取引法は「取引法」であり、情報開示制度（発行、流通、公開買い付け）不公正取引の規制、証券業の規制がその柱になる。証券取引法上、規制の対象になる証券とは

何かが問題になるが、商法が定める株式や社債だけでなく、デリバティブなど多様な金融商品を取り込んでいる。さらに、制定（1948年）以来の大改正である「投資サービス法案」（金融商品取引法）の名称が示すように、現行証券取引法がより横断的な金融商品の消費者保護ルールへと拡張されると（投資家も株式という金融商品の消費者？）、会社法との差は一層大きくなるだろう。

証券取引法の1つの柱である情報開示制度にかかわる公開株式会社会計は、その計算書類の具体的規定を省令に委ねることで、投資家保護を柱とする証券取引法との一体化を一層強めている²³。だが、会社法で問われる経営者（取締役）の責任やそれにかかわる会計上の責任は、取引法としての証券取引法ないし投資サービス法（金融商品取引法）での責任とは次元を同じくしないはずである。とりわけ本稿で議論された信任概念をめぐる議論は、補足5の注で紹介した野田[2005]にもみられるように、すぐれて会社法の問題といえる。最近の投資ファンドなど大口株主の情報開示が議論され、株主の説明責任が問われているが、補足8での契約（市場）と信任（非市場）との公正概念の性格の相違にもみられるように、それはあくまで証券取引法上の説明責任といえる²⁴。また同じく情報開示でも、補足2でみたようにその背後にある異なるタイプの不確実性に依じてその性格（投資判断と情報開示、信任義務と情報開示）も異なるといえる。いずれにせよ、会社法と証券取引法との関係を考えることは、本稿の趣旨からして重要といえる。

補遺1 会計は進歩しているか - 第16回大会報告とのつながり -

学会報告では報告要旨集にも書いたように、第16回大会「21世紀における会計の変容」（2001年10月、駒澤大学）での統一論題報告とのつながりについても若干触れたいと思った。本補遺では、その報告内容に基づいた石川[2002a]のなかから、特に 発展過程のなかで、基礎研究の重要性、そして 会計は進歩（進化）しているか、の3点を抜粋し（下線は引用者）若干の補足をしておきたい。

その1：発展過程のなかで

「IASBやG4+1といった国際動向も、単に会計基準の国際化、調和化、統一化といったレベルに止まらず、そうした資本主義経済の具体的な発展過程の一環のなかで捉えたうえで、今日的会計現象を解明する必要があるように思うわけである。そうした見方から、会計の『計算と公開』の問題も経済の発展過程、とりわけ証券市場の発展過程および株式会社制度の発展過程の一環として捉えることが可能になると思うわけである。ここでは、特に機関投資家の国際的投資の増大がそうした会計規制の世界標準化の動向と密接に係わっていること、および1980年代半ばから現象化してきた企業価値（株主価値）思考の企業行動という点を指摘しておきたい」（石川[2002a（下）]の37頁）

その2：基礎研究の重要性

「...『会計学の主流が、基礎的研究を無視したり、研究の細分化によって蝕まれてはいない

だろう。C. デバイン、G. ガー、そしてとりわけ井尻雄士教授が、ここ 10 年ほどの間に基礎研究の分野で重要な業績を発表しているが、こういった研究を一層促進させるには、会計学の主要な学術雑誌の編集者やレフリーに、基礎研究の意義を理解させることがまず必要である』(p.79)と。こうした主張は今日の会計研究に必ずしも生かされておらず、1つの警鐘と受けとめたい。その点でも、『流行に流される』ことなく会計理論学会の意義をさらに高め発展させていくこと、他の学会とあまり変わりばえしない横並び的なものでない態度が何よりも重要であるように思える」(石川[2002 a (下)]の 47 頁)

は本稿での会社法と証取法をふまえた株式会社論とつながっているし、は本稿の基礎論的視点からの考察という点でつながっている。ここで に関して、若干補足させていただこう。言うまでもなく、ある学会が創設されるには当然ながら設立の理由が存在するはずである。詳しくは触れないが、それは会計理論学会の設立趣旨にきわめて明確に記されている（この点は石川[2002 a (下)]36 頁で触れている）。その趣旨にそった学会のあり方が本来のあり方であることは言うまでもないが、この節目といえる第 20 回大会にあたり過去 20 年を総括することが学会の 1 つの責任であるように思える。流行に流されたり、変わりばえしない横並び的なものでなかったかどうか、筆書もふくめ設立総会の原点に立ち帰って学会の存在意義を再確認する作業が大切であるように思える。

さらに、第 16 回大会では「会計の進歩」という点にも触れたが、それは今回の報告ともつながっている。3つ目に、その点を記しておきたい。

その 3：会計は進歩しているか

「...例えば『史的システムとしての資本主義』（そこには「万物の商品化」への圧力が内包されている）の相対性を説いたウォーラスティンは『進歩は必然ではない』（川北訳[1985] 158 頁）『千年前に比べれば、今日の世界が自由や平等や友愛に満ちているのは自明のことだなどは、とうてい言うことができない。むしろ、事実はその正反対だというべきだろう』（146 頁）と述べているが、そこでの『友愛』ということに着目すると、これまでの会計システムはそれとは対極にあるいわば『不信』から出てきているわけで、その基礎に史的システムとしての資本主義が存在する。であれば、『自由や平等や友愛に満ちている』世界には、それにふさわしい会計システムが存在することになるだろう」(石川[2002 a (下)]の 46 頁)

で引用したウォーラスティンの叙述は幾分ユートピア的かもしれないが、それに触れた趣旨は現にある会計のあり方や性格を明らかにするためであり、とりわけ史的相対化の視点の重要性を確認することであった。この点は とも共通する。そして、その相対化にはある種対局にあるもの（ここでは「不信」に対する「信頼」）をもってくるという点が重要になる。本稿での、2つのタイプの不確実性、所有の二重性、コモンローとエクイティ、信任と代理、主体論と法人論、市場と倫理、有用性と倫理性などといった視点も、単

なる二律背反的な見方や類型論ではなく、すべて現にある会計とりわけ概念フレームワークの立脚点を相対化するためである。

ところで、会計は進歩しているかという問いに答えるには難しい面がある。なぜなら、会計史研究の大家ウルフの有名な言葉「文明は商業の親であり、会計は商業の子であるから、会計は文明の孫」に端的に示されているように、会計それ自体が一人歩きするわけではなく、商業や経済の歴史とともに歩んできたからである。「会計が商業の子、文明の孫」なら、会計の進歩はまずもって商業や文明が進歩しなければならないわけである。だが、他方で、「複式簿記のない資本主義は考えられない」（ゾンバルト）とも言われるように、会計の進歩が社会経済の発展に寄与する面もないわけではない。生涯を会計学に賭するならそうであってほしいだろうが、現実には商業・経済が会計の子となることはまずないだろう。

第20回大会で遠藤孝駒澤大学名誉教授は、「企業会計・会計学について日頃考えること」と題し記念講演された。多少余談になるが、筆者はその講演のなかで遠藤教授の2つの側面を垣間見た。1つはしみじみも自分が投資家であると言われたように投資家としての顔であり、もう1つは講演の最後に「幸せの生活に貢献する会計」、「人間の学としての会計学」という点に触れられたように、ヒューマニズムとしての顔（教授はセンチメンタリズムと言われたが）である。ひとりの人間にそなわるこの二面性は必ずしも矛盾するものではないかもしれない。だが、制度となるとそうはいかない。長く会計学に携わった会計学者にあっても、なお「人間の学としての会計学」にこだわるのは、「会計（学）は進歩しているか」という切実な問いかけに通じているといえる。

補遺2 討論会での質問によせて

徳賀芳弘教授（京都大学）からは、投資者と株価との関係は環境不確実的ですか、という質問がよせられた。投資者の投資判断にとって、知りたい株価の動きは不確実な将来事象であり、会計情報はその予測のために利用される。投資家（意思決定者）-業績報告（情報）-株価（不確実）という関係において、そこに想定されるのは（環境的）不確実性と（会計）情報である。本文では「投資行動にとって将来の業績予測が重要な投資判断であるなら、それを知りたい投資家にとってはそれが不確実事象（自然の状態）となる」と説明した。「討議資料」の財務報告目的での予測と情報、予想形成への役立ちは（本文第1節での と ）まさに予測と情報という関係での不確実性が想定されているといえる（図2も参照）。意思決定有用性会計の投資判断会計としての性格は、とりわけ投資意思決定という局面では、補遺2で説明した統計的意思決定モデルの議論が適用されうる世界といえる。ちなみに、株価はモノとしての会社の評価であるという点で、投資者と株価との関係は、投資主体と投資対象物の将来価値予測という関係にあるといえる。

熊谷重勝教授（立教大学）からは、「会計責任論」では株式所有割合の多寡の相違が重要ではないか、との質問ないし意見をいただいた。この点に関しては、特に株式保有割合で

大きな割合をもつ機関投資家の存在が重要といえる。本文でも述べたように、今日の企業会計のあり方は、機関投資家とのかかわりで見えていく必要があるからである。なお、質問と直接かかわらないかもしれないが、今日、投資ファンドなど大口投資家の説明責任が問われているが、同じく「説明責任」でも会社法上のものと証券取引法上のそれとの違いを見ることで、会計責任の本来的な性格も明らかになるように思われる（補足13参照）。さらには、補足8でも触れているが、保有割合とのかかわりで株主概念を議論するさい、それと市民社会とがどう結節するかが重要だろう。株主（投資家）-市民社会-公共性・公益性を結びつけるさい、株主概念と市民社会の概念が重要なキーと考えられるからである。

成田修身教授（日本大学）からは、統一論題テーマに関する報告者の3先生の考えを簡単に述べてほしいとの質問がよせられた。筆者の報告では、概念フレームワークの立脚点は投資家のための会計（投資家本位の投資判断会計）であり、法人論の視点からは株主（投資家）のための会計という点で法人名目説的会社観に立ち、そしてそれだけが会計でない点を指摘した。「だれのための会計か」という点では、株主か経営者か、あるいはより広くステークホルダーか、といった二者択一的には答えられない質問だが、イギリスの会社法改正での長期的株主価値の重視という視点に触れた²⁵。また、ライブドアや楽天の買収問題にも触れて、「だれのための会計か」の議論は、「誰のための会社か」の議論をぬきには論じられない点にも言及した²⁶。

小栗崇資教授（駒澤大学）からは、所有の二重性と現代の企業会計の特徴である「ハイブリッド構造」（例えば石川[2003a]）とのかかわりについて重要な質問があった。これに関しては、今日の企業会計がなぜハイブリッド構造をとるのか、その解明の視点として、

対象（実物と金融）、方法（フロー思考とストック志向）、主体（法人名目説的会社と法人実在説的会社）、さらには制度（商法・企業会計原則と証取法・概念フレームワーク）などが考えられる。さらには、規制のあり方の視点から、コモンロー的規制とエクイティ的規制という点も取り上げられるかもしれない。今回は特にこれに関して報告したわけが、こうしたいくつかの視点からハイブリッド性の今日的諸相が明らかにされると考えている。

また2つ目として「信任義務会計」の計算構造についても、もし考えがあればという質問があった。これに関しては特に明確な考えをもっているわけではないが、要は、正義・良心・公平といった信任概念の基礎にあるものが会計計算の仕組みの中にどのように取り入れら得るかに帰着する、という点だけ述べた。今日の企業会計が、本文でも取り上げた「情報の非対称性」に起因する「不信」に根ざしているなら、先の補遺1の「会計は進歩しているか」にもかかわって、それを相対化するためにも信任概念に基づく会計のあり方を模索する意義はあるといえるだろう。

陣内良昭教授（東京経済大学）からは、信託関係において受託者が行う会計は誰のための会計と考えるかという質問がよせられた。筆者は、まず委ねられるのは会計行為そのものではなく法律行為ではないか、会計行為はそこから出てくるのでないかと述べた。この

質問には、まずは委託者のための会計という答えになるだろうが、ただ「受託によって新たな会計機能が発生したと考えれば、受託者の会計となる」という陣内教授の意図するところ、とりわけ「あらたな会計機能」の内容とその理解次第であるが、受託者それ自身の会計はとくに経済活動の管理機能という点がひとつ考えられるかもしれない。

仮にそういう点が考えられるとしても、それが信託関係からの責任義務とどうかかわるかが問題となる。信任の関係を前提にする限り、受託者の新たな会計機能といえども何らかの責任義務をともなうはずだからである。信任義務関係を基礎にする会計を前提にしたとき、その歴史的発展過程で受益者（委託者）のためだけでなく「受託者の会計」がどのような形態としてでてくるかは興味深い問題設定であるが、討議会場ではそれ以上つっこんだ議論はできなかつた²⁷。

西川登教授（神奈川大学）からは、もし人的資産の測定ができたとして（潜在的）従業員持分を考慮すれば、「会社は株主（だけ）のもの」といえるかとの質問がよせられた。人的資産は現行会計でも、例えば知的財産というかたちで会計の対象になっている。ただ、産業資本主義時代に中心をしめた有形固定資産よりも、今日は無形資産（ブランド価値など知的財産）がより重視され、企業会計もそれを受けて新しい会計（知的財産会計）が登場してきているが、そうした新しい会計の登場もあくまで投資家向けの会計（意思決定有用性会計）がその基礎にあることに留意する必要がある。

ROEという見方に象徴されるように、現行会計の枠組みでいかに人的資産が会計に取り入れられようとも、あくまで株主（Equity）サイドからの見方となる。ここに、まずもって会社はだれのものかの議論が重要となり、先の小栗質問ともかかわって、従業員持分という新たな持分概念を想定するなら、それが会計計算の仕組みの中にどのように取り入れら得るかという議論につながる。いずれにしても、現行会計のあり方を相対化する意味で重要な論点とうけとめたい。

吉見宏教授（北海道大学）からは、信任を基礎におく会計は投資を基礎におく会計に移行ないし包摂されるかという質問がよせられた。この点に関しては、機関投資家とそこに資金を委託している個人投資家との関係には明らかに信任関係があるが、それはあくまで投資家のための会計の枠組みのなかであり（会社と経営者との信任関係とは局面を異にする）それをもって両者が包摂されるとは考えにくいとお答えした²⁸。すでに補足8でも触れたように、信任を基礎にする人と人の関係は契約や市場原理とは異なるものである。その点からすれば、両者が1つの会計に包摂できるかどうかは、否定的な答えとなる。補遺1でも述べたが、1人の人間のなかでは異質の二面性が両立しうるかもしれないが、この制度にかぎって両者を統合するものを見いだすのはなかなか難しいように思える。このことは、概念フレームワークの出発点として財務報告の目的をどこにおくかに苦心した点（例えば利害調整機能を副次的目的としている点）にもあらわれている。

ただ、本文の最後で会計憲法という点で触れたように、また補足12の「市場と倫理」でも触れたように、有用性と倫理性を接合するより基本的な概念をその中核に据えることが

できるなら、両者はそのもとで融合する可能性が開けるかもしれない。そのさい、今日的な市民社会と会計のあり方という観点からすれば、そこでの市民社会の内容が重要なキーとなるだろう。

参考文献

- 有井行夫[1991]『株式会社の正当性と所有理論』青木書店。
- 石川純治[1988]『情報評価の基礎理論』中央経済社。
- [2002 a]「時価会計と資本利益計算の変容（上）（下）」『経営研究』第 53 巻第 2 号、3 号（2002 年 7 月、11 月）
- [2002 b]「利益の概念と情報価値 ディスカッション・ a」（斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』所収、中央経済社、2002 年 11 月）
- [2003 a]「企業会計のハイブリッド構造」『會計』第 162 巻第 1 号（2003 年 1 月）
- [2003 b]「手続校正、予測分離、そして複式簿記」『企業会計』第 55 巻第 10 号（2003 年 9 月）
- [2004 a]「年金会計の計算構造と企業会計の今日の変容」『駒澤大学経済学部研究紀要』第 59 号（2004 年 3 月）
- [2004 b]「企業会計の変容と企業会計原則の今日的課題（一）（二・完）」『會計』第 166 巻第 3、4 号（2004 年 8 月、9 月）
- [2005 a]「企業会計の今日の変容と全体整合性問題」『會計』第 167 巻第 1 号（2005 年 1 月）
- [2005 b]「社会のなかの会計」『駒澤大学経済学部研究紀要』第 60 号（2005 年 3 月）
- [2005 c]「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』の苦心と本音」『企業会計』第 57 巻第 7 号（2005 年 7 月）
- 井尻雄士[1968]『会計測定の基礎』東洋経済新報社。
- [1976]『会計測定の理論』東洋経済新報社。
- 今福愛志[2004]「フィデュシャリー関係と財務報告制度の展開」J I C P A ジャーナル No.591
- 岩井克人[2000]『二十一世紀の資本主義論』筑摩書房。
- [2002]「株式会社の本質」（大塚・中山・福田・本田 『現代経済学の潮流 2002』東洋経済新報社、第 4 章所収）
- 上村達男[2002]『会社法改革』岩波書店。
- [2006]「企業買収論議の死角」『世界』2006 年 1 月号。
- ウォーラスティン／川北稔訳[1985]、『史的システムとしての資本主義』岩波書店。
- A S B J 基礎概念ワーキンググループ[2004]「討議資料『財務会計の概念フレームワーク』」
- 奥村宏[1991]『法人資本主義』朝日新聞社。
- 落合誠一[2005]、「敵対的買収における若干の基本的問題」『企業会計』第 57 巻第 10 号。
- 戒能通厚編[2003]『現代イギリス法事典』新世社。
- 川島武宜[1987]、『新版 所有権法の理論』岩波書店。
- 河本一郎・大武泰南[2005]、『証券取引法読本』有斐閣。
- 企業価値研究会[2005]「企業価値報告書」（2005 年 5 月 27 日）
- 木村和二郎[1957]「資本の所有関係と生産関係」『企業会計』第 9 巻第 7 号。

- 小林秀之・神田秀樹[1886]、『「法と経済学」入門』弘文堂。
- 酒井泰弘[1982]『不確実性の経済学』有斐閣。
- 田中英夫編集[1993]『BASIC 英米法辞典』東京大学出版会。
- 千葉準一[1991]、『英国近代会計制度』中央経済社。
- 辻山栄子[2006]、『会計における基礎概念の整合性と情報のレリバンス』『会計』第169巻第1号（2006年1月）
- 道垣内弘人[1996]『信託法理と私法体系』有斐閣。
- 樋口範雄[1999]『フィデュシャリー[信任]の時代』有斐閣。
- 三輪芳郎・神田秀樹・柳川憲之編[1998]、『会社法の経済学』東京大学出版会。
- 野田博[2005]、『エンロン後における取締役の信託義務論議の一断面』『一橋法学』第3巻第2号。
- 渡部亮[2002]、『コーポラティズム、株主資本主義、第三の道』『証券経済研究』第38号（2002年7月）
- [2003]、『アングロサクソン・モデルの本質』ダイヤモンド社。
- Arrow K.J.[1974]、『*The Limits of Organization*』W.W. Norton & Company, Inc.（村上泰亮訳『組織の限界』岩波書店、1976年）。
- Christensen J. A and J. S. Demski[2003]、『*Accounting Theory*』McGraw-Hill Irwin.
- J.S.Demski[1973]、『"The General Impossibility of Normative Accounting Standard"』、『*The Accountning Review*』。
- Demski, J.S., J. C. Fellingham, Y. Ijiri and S. Sunder[2002]、『"Some Thoughts on the Interlectual Foundation of Accounting"』、『*Accounting Horizons*』, Vol.16 No.2, June
- Thrainn Eggertsson[1990]、『*Economic behavior and institutions*』, Cambridge University Press（竹下公視訳『制度の経済学(上)(下)』晃洋書房、1996年）。
- Picot A., R.Reichwald, R.T. Wigand, 『*Die Grenzenlose Unternehmung*』[1998]（宮城徹訳『情報時代の企業管理の教科書』税務経理協会、2000年）
- Useem Michael[1996]、『*Investor Capitalism*』, BasicBooks.

注

(1) 以下で記す補足は学会報告ではスライド上で「参考までに」として示したものである。主文を簡潔にするため別個にしたものであり、読み飛ばしてもいいし、ノートの意味合いで読んでもらってもいい。

(2) 詳しくは、筆者のHPの「学会・セミナー」コーナーでの「雑感：日本会計研究学会第63回大会（関西大学）に参加して」を参照されたい。そこでは、「市場の論理」と「会計の論理」とはどう接合するか（補遺1）概念フレームワーク「討議資料」での両者の関係（補遺2）実証研究と会計基準（補遺3）についても論じている。

(3) 統一論題の座長をつとめた辻山教授（早稲田大学）は、基礎概念の整合性と情報のレリバンスとの関係につき考えられる3つの場合を想定して、4人の報告（大日方・佐藤・松本・徳賀報告）を位置づけている。辻山[2006]参照。なお、そこでは意思決定有用性に資するという

下で、資産負債観か収益費用観かといった「二項対立的な利益観とは別種の、より柔軟な構造を持った思考の体系」(16頁、傍点は引用者)を会計上の基礎概念とされている。意思決定有用性 柔軟な構造、という点に留意したい。

(4) 例えば酒井[1982]9-10頁、石川[1986]270-73頁参照。

(5) 会計のあり方における「記録」の重要性、特に有限責任制との関係での「記録」あるいは「正規の簿記の原則」の今日的意義が重要である。石川[2004a]29-31頁、石川[2003b]76頁参照。また記録とかかわって内部統制の構築責任が今日的課題として重要になる。上村[2002]183-84頁参照。

(6) そこでは「詳細性(finess)の定理」が重要になる。石川[1988]210頁、221頁参照。ちなみに、その論文タイトルの「一般不可能性」は、数学者ゲーデルの「不完全性定理」を想起させる。また、Christensen and Demski[2003]では、情報内容パースペクティブ(情報内容学派)の会計観と価値学派との対比が興味深い。Demski, Fellingham, Ijiri and Sunder[2002]におけるDemskiの担当節(footnote3,4)では、“value”学派と“information”学派に触れている。

(7) その一端は石川[1988]第10章参照。

(8) プロパティ・ライツ理論については、例えばPicot・Reichwald・Wigand/宮城訳[2000]第2章、T.Eggertsson/竹下訳[1996]参照。

(9) 川島[1987]、有井[1991]、会計学では木村[1957]をあげておきたい。例えば川島[1987]では「所有権の現実の問題は常にその歴史的型態をめぐって存在したということ、またその問題が歴史的な問題、すなわち人間対人間の問題であったということ、所有権は人と物との関係の側面において現れる人間と人間との関係であるということ - これらのことがわれわれの問題提起・把握の出発点でなければならない」(10頁)、「『所有権』として法的に現象してくるところの近代的所有権について、その規範論理的意味(それは「法律学」の作業対象であるが)をではなくして、その現実的な社会現象としての構造を分析することである」(320頁、傍点は川島)また有井[1991]はその川島[1987]を「すでに古典的な地位を確立した労作である。…一見、本書の立場に近い」としながらも、「しかし、全理解を制約する原理的な一点において本書は川島理論と根本的に立場をわかつ」と述べている。筆者の関心は、まさにこのたもとをわかつ「原理的な一点」にある(316-17頁参照)。いずれにしても、重要なのは制度の経済学的分析の近代経済学(シカゴ学派)とマルクス学派とにおいて、いずれがよりリッチな分析枠や概念を提供しているかである。

(10) 例えば小林・神田[1886](第5章、第12章、第14章)、三輪・神田・柳川編[1998](序章)参照。ちなみに、先の川島[1987]や有井[1991]は、わが国における「法と経済学」の先駆的研究とみることもできる。

(11) 石川[2002a]30-31頁、石川[2002b]419-20頁参照。

(12) この点は、岩井[2002](89-90頁)で論じられている。

(13) この論点を扱った論文を探していたら、きわめて興味深い論文、すなわち取締役の責任免除規定と信託義務を扱った野田[2005]に出合った。そこで紹介されている、“care”と“loyalty”との関係をめぐるLyman Johnson教授の論文は、道徳的主題と法的論理とのかかわりできわめて興味深く感銘を受けた。ここでは、特に「法と経済学」とのかかわりで、次の引用のみ記しておこう。「そのような(道徳的)推論を計量経済学の計算に移そうと欲する者は道徳的問題からその特有の性格を奪ってしまい、そしてそれを別の種類の問題 - リスクと不確実さのもので『優先順位』、『最適化』および『最小限の条件を追求する』解決、ならびに合理的選択に関する問題 - に置き換える。道徳的問題を経済学の舞台装置に取り込むことができるように形作ることによって、我々はどの問題を解決したことにはならない。逆に、我々は道徳的選択の痛みを伴う現実を追求すべきところ、そうではなく専門家のための空想問題を追求してしまう」(野田[2005]443頁、傍点は引用者)。道徳というものが、法の論理構成、とりわけ会社法のなかでどのように論議可能かという点で、本稿の主題とも重なりきわめて興味深い。

- (14) 代理はコモンロー上の制度といえる。道垣内[1996]27頁参照。
- (15) 例えば井尻[1968]90-91頁では利害調整会計（equity accounting）と意思決定会計（operational accounting）とを、それぞれ富の分配、富の生産にかかわる会計として説明されている。また、井尻[1976]70-73頁では両者の相違について説明されている。
- (16) コモンローとエクイティについては、例えば田中[1993]、戒能[2003]、特に渡部[2003]ではアングロサクソン・モデルにおける株式カルチャーの源泉をこのエクイティに見出している。現代的な株主資本の意味も、その源泉にエクイティがあるわけであるが、後述するように今日の企業会計のあり方は、弱者としての株主ではなく、むしろ株主主権に従属する性格をもつ。
- (17) 千葉[1991]では「英国の会社会計がその基底に信託的思考を有していることを指摘するのである」（23頁）と述べているように、この信任概念を基礎にして英国会計制度の発展過程が探求されている。なお、米国の場合は英国とはやや異なり、米国のコモンローの世界では良心に加えて経済学的判断が加味され、そのことが「法と経済学」の学問分野誕生の背景になっている。この点については、渡部[2003]276-77頁参照。
- (18) ちなみに、会計ビッグバンは日本版金融ビッグバンを受けたものであるが、その金融ビッグバンは日本の金融・証券市場を国際基準に合わせようとするものであり、とりわけ機関投資家の金融活動をやすくするものといえる。したがって、会計ビッグバンもそうした金融ビッグバンの性格、すなわちそれが機関投資家のための改革、換言すれば従業員、顧客などのステークホルダー、平たく言えば庶民にとっての改革でない、という性格を帯びることになる。
- (19) 例えば岩井[1998]はこれまでの市民社会（身分から契約へ）に対し、この信任でもってさらに拡充する必要性を説いている。すなわち、『身分から契約へ』ではなく『身分から契約と信任へ』 情報資本主義の下、私たちは今、契約と信任という二つの異質な人間関係を軸とする、新たな市民社会像を構築する必要に迫られている」と。まさに市民社会の再定義が必要といえるが、会計サイドからはそのことと会計とのつながりが重要といえる。ちなみに、学会報告後に興味深く読んだ上村[2006]では、株主共同体の利益と市民社会との接点について論じられているが、とりわけ株主概念が市民であるという設定が、今日の投資家のあり方を含め先の市民社会の再定義とどう重なりうるか、筆者の素朴な問題意識である。
- (20) ちなみに、法人税法での法人観は擬制説にたっている。そのことは、法人と個人（株主）を一体とみるいわゆる「パッケージ課税（法人税＝個人所得税の前払い）にみることができる。
- (21) 「投資の束」は、むしろ討議資料は意識していないが、古典的なシェーマでいえば「G - W - G」の連鎖を想起さす。ただ、「投資の束」は実物資本だけでなく、擬制資本も含まれていることに注意すべきである。
- (22) 証券取引法と商法との関係は、手っ取り早くは河本・大武[2005]25-29頁参照。上村[2002]では、「組織法」としての会社法を「取引法」としての証券取引法の視点から再構成しようとしている。そのことは、例えば「株式会社法自体が証券市場適格商品である『株式・社債生み出し法』という側面を有していることは否定できず、この限りにおいて資本市場法制と一体的に把握されることもきわめて自然なことなのである」、また別の観点からは「株主とは、株式というモノを買った投資家を意味する。まさに株主以前に、モノを買おうとするヒトとしての投資家概念が先行しているのである」（以上140頁、142頁、傍点は引用者）に伺える。いずれが基本かという問いはともかく、（先か後かという問いなら）引用からして少なくとも先行しているのは証券取引法ということになる。だが、新会社法の発想はこうした資本市場法制一体化の構想とは基本的に異なる。この点は、筆者のHPに連載している「時事会計教室」のNo.27「新会社法と会計」およびNo.26「中小会社会計と会計参与制度」を参照されたい。
- (23) 「株式会社の計算に関する法務省令案」の第3編「計算関係書類」の第1章第2節で個別計算書類（第31条～第33条）第3節で連結計算書類（第34条～第42条）を定めているが、このうち連結計算書類は会計監査人設置会社について定めた新会社法第444条の規定を受けている。
- (24) この点については、筆者のHPの「時事会計教室」のNo.28「ライブドア・ショック」参

照。

(²⁵) イギリスの会社法改正で注目されるのは、会社は誰のために経営されるかの判断基準ともいべき「包括性(inclusivity)の原理」であろう。そこでは、株主利益向上の前提要件として従業員、顧客などとの関係が重視されている。この点は、「第三の道」ともかかわって渡部[2002]、[2003](302-306頁)参照。この「包括性原理」については、早稲田大学21世紀COEプログラムの日欧シンポジウム「ヨーロッパと日本 - 企業・資本市場・市民社会の現在と未来 -」(2005年11月)におけるポール・デービス教授(ロンドン大学)の報告のなかでも出てきたが、シェアホルダー・アプローチとステークホルダー・アプローチのいずれを採るかという点で論議された。特にデービス教授のいう「啓蒙された株主価値」という点が注目される。

(²⁶) 筆者のHPの「時事会計教室」のNo.28「ライブドア・ショック」では「会社とは何か」と会計について触れている。ちなみに、企業価値研究会[2005]の報告書では、企業価値(企業が生み出す将来収益の現在価値)は株主に帰属する株主価値とステークホルダーなどに帰属する価値に分配されるとしている(そこでの図2-3参照)。しかしこの報告書に対し、法律論の展開からすれば、「後者は(会社はステークホルダーのものでもある - 引用者)単なるリップサービスであろうか」(上村[2006]100頁)との手厳しい批判もある(その批判の矛先は、舌鋒鋭く行政、司法、学界から弁護士事務所のあり方にまで及ぶ)。本稿の主題ともかかわって重要なのは、経済理論を論じているのか、あるべき規範を論じているのは不明として、「もともと所有・契約・代理といった私法的なあるいは取引法的な発想に慣れてきた日本の法律家が、そうした立場を変えなくて良い、とのメッセージを発するミクロ分析中心の経済理論に飛びついたためという印象を払い難い」(同101頁)という点だろう。「法と経済学」といっても、その基礎にある発想や思想を読み取ることが重要といえる。上村[2006]の報告書批判のもう1つ重要な点をあげれば、「株主共同の利益が市民社会論と連結するという意味で欧米での契機を無視しており、結局のところ、真の意味での公共性・公益性を株主が奪い取り、かすめ取る自由を肯定することへの歯止めが乏しい議論であるように思われる」(102頁)という点である。先の注(19)でも述べたように、そこでの株主(投資家) - 市民社会 - 公共性・公益性が重要なキーであるといえる。なお、落合[2005]ではステークホルダー間の利害対立を理由に企業価値 = 株主利益の論理が展開されているが、先の「包括性原理」でも触れたように、利害関係者均衡論でもなければ、単純な株主利益極大化論でもない、「第三の道」とでもいべき方向が重要に思える。とりわけ、従業員のなかでも知識労働者との関係(株主 - 会社 - 知識労働者)が重要だろう。

(²⁷) 例えば千葉[1991](第2章第2節、30-31頁)での史的考察(特に計算責任と開示責任)が1つの参考になる。

(²⁸) ちなみに報告後、今福教授(日本大学)から論文(今福[2004])をいただいたが、そこではフィデュシャリー関係のネットワークが論じられている点が興味深い。ただ、「これは個人と機関投資家だけでなく、機関投資家と株式会社、更には経営者との関係にまで展開し、財務報告精度の基礎となるネットワークを形成している」(24頁、傍点は引用者)あるいは「本稿にとって重要である点は、フィデュシャリー概念が投資家サイドから拡大されて株式会社の経営者にまで至る1つの連鎖の上に形成されていることにある」(26頁、傍点は引用者)と述べられている点は、本稿の趣旨(特に第3,4節)からすれば、その展開あるいは拡大の方向はむしろ逆のようにも思える。株式会社における信頼関係はまずもって会社と経営者の関係だからである。とはいえ、今福教授が年金会計の第一人者であり、年金の信託を受ける機関投資家サイドから財務報告のあり方にアプローチされるのはきわめて自然な発想のように思える。いずれにせよ、フィデュシャリー概念を中心に据えた財務報告制度のあり方を論じた点で興味深い論文といえる。